

延 監 第 134 号

令和 4 年 3 月 11 日

令和 3 年度

財政援助団体等監査報告書

延岡市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査を実施した監査委員	2
第4	監査の方法	2
第5	監査の着眼点	2
第6	監査執行上の除斥	3
第7	監査の結果	3
1	延岡市公民館連絡協議会	3
2	延岡農業協同組合	4
3	延岡地区森林組合	4
4	延岡市商店会連合会	4
5	特定非営利活動法人ひむか感動体験ワールド	5
6	延岡市文化連盟	6
7	延岡市舞野地区多目的研修センター運営協議会	6
8	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	6
9	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	8
10	有限会社祝子川温泉美人の湯	8
第8	むすび	10

令和3年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象

次に掲げる補助団体、出資団体及び指定管理者について、令和2年度の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした。

No.	団体名	区分	補助金名/施設名	所管部課
1	延岡市公民館連絡協議会	補助団体	延岡市金婚者を寿ぐ 会補助金	健康福祉部 高齢福祉課
2	延岡農業協同組合	補助団体	地域内一貫肉用牛振 興事業補助金	農林水産部 農業畜産課
3	延岡地区森林組合	補助団体	循環型林業促進事業 補助金	農林水産部 林務課
4	延岡市商店会連合会	補助団体	延岡市商店会連合会 育成事業補助金	商工観光部 商業・駅まち振興課
5	特定非営利活動法人 ひむか感動体験ワールド	補助団体	自然体験型観光機能 強化補助金	商工観光部 観光戦略課
6	延岡市文化連盟	補助団体	延岡市文化連盟補助 金	教育委員会 文化課
7	延岡市舞野地区多目的研修 センター運営協議会	指定管理者	延岡市舞野地区多目 的研修センター	農林水産部 総合農政課
8	カルチュア・コンビニエン ス・クラブ株式会社	指定管理者	延岡市駅前複合施設	商工観光部 商業・駅まち振興課
9	延岡市一ヶ岡コミュニテイ センター管理運営委員会	指定管理者	延岡市一ヶ岡コミュ ニテイセンター	教育委員会 社会教育課
10	有限会社 祝子川温泉 美人の湯	出資団体 指定管理者	祝子川温泉美人の湯	北川総合支所 地域振興課

第2 監査の期間

令和3年9月6日から令和4年2月21日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 林 田 淳 子（令和3年12月17日まで）

監査委員 服 部 俊 明（令和3年12月18日から）

監査委員 上 杉 泰 洋

監査期間中、令和3年12月17日付で林田淳子監査委員が退任し、同年12月18日付で服部俊明監査委員が就任した。

第4 監査の方法

この監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査である。補助団体等の出納その他の事務及び所管部課の指導、監督等の事務が、関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係資料の提出を求め、証拠書類等の照合や関係職員からの聴取などの方法で実施した。

第5 監査の着眼点

今回の監査に当たっての着眼点は、以下のとおりである。

1 補助団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

2 出資団体

- (1) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (2) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (3) 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- (4) 経営成績、財政状態、収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。また、会計経理は適正か。
- (6) 財産管理及び資金の運用は適切か。

3 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
- (3) 利用料金制を採用している場合に、当該利用料金の収納は適正に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。
- (6) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第6 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、野下監査委員は農林水産部に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

第7 監査の結果

対象団体ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象団体及び所管部課に対し、口頭で指導を行ったので記述を省略する。

1 延岡市公民館連絡協議会（所管課：高齢福祉課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 延岡市金婚者を寿ぐ会補助金
- ② 補助金額 1,600,000円（令和2年度）
- ③ 主な事業内容

公民館連絡協議会が主催して行う「金婚者を寿ぐ会」に対して補助金を交付するもの

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

2 延岡農業協同組合（所管課：農業畜産課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 地域内一貫肉用牛振興事業補助金
- ② 補助金額 3,870,000 円（令和2年度）
- ③ 主な事業内容

市内の肉用牛肥育農家等が、延岡家畜市場において肥育素牛を購入した場合に、1頭当たり15,000円を上限として補助する。補助対象者に委任を受けた延岡農業協同組合は、交付申請及び補助金請求を農家等に代わり行っている。

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

3 延岡地区森林組合（所管課：林務課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 循環型林業促進事業補助金
- ② 補助金額 7,367,000 円（令和2年度）
- ③ 主な事業内容

延岡地区森林組合は森林所有者に代わり造林事業を行っており、伐採後の林地を造林する森林事業者である延岡地区森林組合に補助金を交付するもの

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

4 延岡市商店会連合会（所管課：商業・駅まち振興課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 延岡市商店会連合会育成事業補助金
- ② 補助金額 1,100,000 円（令和2年度）
- ③ 主な事業内容

商店会連合会の運営を支援するために交付するもの

(2) 監査の結果

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

◇ 収支決算書等について

- ① 市に提出された収支決算書と、通常総会で提出した収支決算書の収支の金額に一部差異（330 円）が見られた。
- ② 市に提出された収支決算書の繰越額（31,833 円）と、当団体の預金通帳及び小口現金出納帳等を合計した繰越額（10,000 円）に不一致が見られた。
- ③ 小口現金出納帳に、入出金の計上漏れが見られた。

今後は、小口現金出納帳等の帳簿は正確に記帳するとともに、市に対して正確な収支決算書の提出を求める。

5 特定非営利活動法人ひむか感動体験ワールド（所管課：観光戦略課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 自然体験型観光機能強化補助金
- ② 補助金額 2,479,000 円（令和 2 年度）
- ③ 主な事業内容
 - ・宮崎県北地域のアウトドア体験に関する企画、運営、コーディネート事業
 - ・宮崎県北地域の広域観光の推進を図るための事業
 - ・生涯スポーツや生きがいづくりを行う事業

(2) 監査の結果

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

◇ 収支決算書等について

- ① 市に提出された収支決算書の繰越額（1,798,816 円）と、当団体の預金通帳及び小口現金出納帳を合計した繰越額（1,800,619 円）に不一致が見られた。
- ② 収支決算書に記載された借入返済額（343,069 円）と預金通帳に記載された借入返済額（160,141 円）に不一致が見られたが、その差を証明する証拠書類の一部が保管されていなかった。

今後は、小口現金出納帳等の帳簿は借入金の内訳を含め正確に記帳するとともに証拠書類を適切に保管し、市に対して正確な収支決算書の提出を求める。

6 延岡市文化連盟（所管課：文化課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 延岡市文化連盟補助金
- ② 補助金額 1,296,162 円（令和 2 年度）
- ③ 主な事業内容
文化連盟が実施する文化・芸術振興に係る事業

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

7 延岡市舞野地区多目的研修センター運営協議会（所管課：総合農政課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市舞野地区多目的研修センター
- ② 所在地 延岡市舞野町 2550 番地
- ③ 設置時期 昭和 57 年 9 月 29 日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- ② 指定管理料 3,000,000 円（令和 2 年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・センターの使用許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の徴収及び還付に関する業務
 - ・センターの施設、附帯設備等の維持管理に関する業務

(3) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

8 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（所管課：商業・駅まち振興課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市駅前複合施設
- ② 所在地 延岡市幸町 3 丁目 4266 番地 5
- ③ 設置時期 平成 27 年 12 月 24 日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 101,798,000円（令和2年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・市民活動の推進その他地域交流の促進に関すること。
 - ・図書その他の資料の閲覧に関すること。
 - ・飲食の提供に関すること。
 - ・市民活動、地域特産品その他の市政に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - ・子育て中の親とその子どものための交流及び集いの場の提供に関すること。
 - ・公共交通機関を利用する旅客の待合いの場の提供に関すること。

(3) 監査の結果及び意見

監査の結果、事務処理は適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり意見を述べる。

◇ 今後の運営について

延岡市駅前複合施設は、平成30年4月にオープン以来、約4年が経過している。市に提出された実績報告書では、平成30年度から令和2年度までの年間平均で、来館者数は約100万人、市民活動の参加者は約5,000人、自主企画事業の参加者は約6,000人となっている。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設の一部閉鎖やイベント等の中止による施設利用者の減少はあったが、オンラインイベントに切り替えて実施するなど、活動参加者を増やすために、工夫を凝らした活動にも取り組んでいる。

施設利用者の中には、交通機関の待合いの場としての利用や、閲覧図書の利用、学習スペースで勉強する学生なども多く見られる。また、その他にも知育玩具の貸出し、地域特産物の販売、観光・交通など様々な問合せへの対応など多くの業務を行っており、中心市街地の賑わいを創出する施設としての役割を果たしていることが評価できる。

しかしながら、市民の中には施設で開催されるイベントや活動等に参加したことがない人々もいるものと推測される。今後とも、積極的に市民に必要な情報を提供し、施設の管理運営を適切に行っていただきたい。

また、これまでの延岡では見られなかった様々な新しい市民活動の育成や自主事業の開催に取り組み、より多くの市民に利用されるような施設運営を望む。さらに駅前に開館した延岡駅西口街区ビル等との連携を図り、中心市街地全体が賑わいの場となるように、延岡市駅前複合施設が大きな役割を果たすことを期待するものである。

9 延岡市一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会（所管課：社会教育課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市一ヶ岡コミュニティセンター
- ② 所在地 延岡市南一ヶ岡2丁目17番1号
- ③ 設置時期 平成7年3月29日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 2,523,000円（令和2年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・センターの使用許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の徴収に関する業務
 - ・センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

10 有限会社祝子川温泉美人の湯（所管課：北川総合支所地域振興課）

(1) 出資団体の概要

- ① 設立年月日 平成12年9月7日
- ② 総資本額 12,250,000円
- ③ 市の出資金額 6,000,000円（市の出資割合49%、監査時点）

(2) 公の施設の概要

- ① 施設名 祝子川温泉美人の湯
- ② 所在地 延岡市北川町川内名10358番地10
- ③ 設置時期 平成12年11月21日（施設開業日）

(3) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 9,700,000円（令和2年度）

※当初指定管理料は12,200,000円だったが、2,500,000円の返還を行っている。

③ 主な管理業務

- ・ 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- ・ 飲食物の提供並びに特産品等の展示及び販売に関する業務
- ・ 美人の湯の施設、附帯設備等の維持管理に関する業務

(4) 監査の結果及び意見

監査の結果、事務処理は適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり意見を述べる。

◇ 今後の経営について

祝子川温泉美人の湯は、平成 12 年度にオープン以来、令和 3 年度には 21 年目を迎えている。

利用者は、約 2 万 8,000 人とピークだった平成 13 年度以降は減少傾向にあり、令和元年度には約 8,000 人となっている。また、経営状況は設立 2 年目から赤字経営となり、平成 21 年度末には設立以来最大の約 1,400 万円の累積赤字となったため、市は指定管理料を徐々に増額し、平成 25 年度には 1,200 万円としたものである。

しかし、令和 2 年度末時点でもなお約 530 万円の累積赤字となっており、依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、所管課は令和 3 年 8 月に「経営改革並びに温泉施設のあり方に関する中間報告書」を作成したが、それによると当温泉施設の入浴料 520 円に対し、1 人当たりのコストが約 900 円となり構造的に赤字となる上に、温泉施設の運営維持コストも高く、施設の修繕費用も増加が予想されている。

それに対し、「中間報告書」では当面は市が責任をもって経営を好転させていく必要があることに言及しており、それをもって昨年 12 月の市議会において、当法人の全株式を取得する予算が成立し、これにより市が全面的に経営に参画することで経営改善を図っていくこととしたものである。

しかしながら、市主導の経営になったとしても赤字額解消や増加する運営維持コストの問題を解消する抜本的な解決策は示されておらず、今後指定管理料の増額は避けられないものとなっている。また、今年度は大雨による水道施設の修繕工事と新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年 7 月末から閉館が続いている他、アクセス手段であるバスの運行が令和 4 年 1 月に廃止されるなど、温泉施設を取り巻く状況は更に厳しいものとなっている。

このような状況を踏まえると、今年度中に策定予定の経営改革プランを着実に遂行するとともに、その検証を確実に行う必要がある。また、検証結果によっては、指定管理料や施設の存続についての議論も避けられないものとする。

今後とも、温泉施設の現状や経営改革の進捗状況については、随時、市民や議会に情報を正確に伝え、利用者をはじめとする多くの方々に関心を持っていただく施策を進めていただきたい。さらに所管課及び地域との連携強化を図り、経営改革に取り組まれることを望むものである。

第8 むすび

今回の監査は、市が補助金等を支出する財政援助団体等を対象として実施したものであるが、当該補助金等を所管する担当課に対する監査は、令和3年9月から12月までの定期監査において実施したところである。

監査の結果、2つの補助団体において、市に提出された収支決算書の繰越額と補助団体の証拠書類における繰越額が一致していないものが見られた。これは所管課における、収支決算書の履行検査が不十分であったことも一因であると思われる。

今後、団体においては、収支決算書を提出する際は所管課と連携して、正確な収支決算書及び証拠書類の提出を求める。また、所管課においては、団体から提出される収支決算書や預金通帳、小口現金出納帳等の会計帳票類について、十分な精査を行うとともに、団体に対して連絡を取り合い適切な指示・指導を行うことを求める。